

広告等補完書面

広告等補完書面の内容は、金融商品取引法第 66 条の 10 に基づき、金融商品仲介業者がお客様に対して広告又は広告類似配布物をお渡しする場合に、提示しご理解いただくものです。
お客様におかれましては、下記の内容を十分理解した上でお取引を行って下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

(金融商品仲介業者の商号)

てらす証券アドバイザーズ株式会社
登録番号 東海財務局長(金仲)第 201 号

(所属金融商品取引業者等)

大起証券株式会社 東海財務局長(金商)第 195 号

加入協会:日本証券業協会 日本投資者保護基金 一般社団法人 金融先物取引業協会
FIA ジャパン

フィリップ証券株式会社 関東財務局長(金商)第 127 号

加入協会:日本証券業協会 一般社団法人 金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
一般社団法人日本 STO 協会

東洋証券株式会社 関東財務局長(金商)第 121 号

加入協会:日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

<手数料等について>

金融商品等へのご投資には、購入対価の他に所属金融商品取引業者等ごとに異なる割合の手数料等をご負担いただく場合があります(手数料等の上限額および計算方法等の概要は所属金融商品取引業者等ごとに異なるため、本書面では表示することができません。)

外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえた、所属金融商品取引業者等ごと決定した為替レートによるものとします。

<リスクについて>

- 上場有価証券等は、商品相場等の変動株式市況、金利水準等の変動、不動産相場、による市場リスク、発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合の信用リスク、外国証券である場合には為替変動リスク等により損失が生じる場合があります。また新株予約権等が付された金融商品については、これらの権利を行使できる期間の制限等があります。
- 国内の取引所金融商品市場もしくは店頭売買有価証券市場への上場が行われず、また国内において公募、売出しが行われていない外国株式等については、我が国の金融商品取引法に基づいた発行者による企業内容の開示は行われていません。

※ 金融商品ごと、所属金融商品取引業者ごとに手数料等及びリスクは異なりますので、お取引に際しては、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料をよくお読みください。